

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会規約

(設置)

第1条 都道府県がん診療連携拠点病院（がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針により厚生労働大臣が指定するものをいう。以下、同じ。）の機能強化や全てのがん診療連携拠点病院間の連携強化について協議するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院 施設長
- (2) 国立がん研究センター 理事長
- (3) 国立がん研究センター 中央病院長
- (4) 国立がん研究センター 東病院長

(協議事項)

第3条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) がん診療に関すること
- (2) がん医療等に係る人材育成に関すること
- (3) がん医療等の情報提供・相談支援等に関すること
- (4) 院内がん登録の実施体制に関すること
- (5) 臨床研究の推進に関すること
- (6) 次に掲げる事項の情報収集、共有、評価、広報に関すること
 - ①各都道府県における都道府県拠点病院を中心としたPDCAサイクルの確保と実績に関すること
 - ②全国のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療機能や診療体制、診療実績、地域連携に関する実績や活動状況に関すること
 - ③全国の希少がんに対する診療体制及び診療実績に関すること
 - ④全国の臨床試験の実施状況に関すること
- (7) がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に定められるがん診療連携拠点病院等の機能に関すること
- (8) がん対策推進基本計画に基づくがん対策の推進に関すること
- (9) その他、議長が必要と認める事項

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、国立がん研究センターの理事長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、必要に応じて議長が召集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を協議会に出席させることができる。

4 議決は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会は、諸課題を専門的に検討するため、部会を置くことができる。

2 各部会の運営については、それぞれの部会で設置要綱を定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、国立がん研究センターがん対策研究所において処理する。

(規約の改定)

第9条 規約の改定は、協議会において議決を経て承認を得る。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成20年5月26日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規約施行後における初回協議会のみ国立がんセンター理事長が召集する。

3 平成22年10月8日一部改正。

4 平成23年6月1日一部改正。

5 平成26年7月4日一部改正。

6 令和4年6月30日一部改正。